

越前市浄化槽維持管理協会
浄化槽修繕補助金交付要綱

令和4年7月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、越前市浄化槽維持管理協会（以下「協会」という）が維持管理を受託している浄化槽において、経年劣化に伴う浄化機能回復を図るための設備の修繕に対し、協会が補助金を交付するため、必要な事項を定める。

(補助金の交付)

第2条 協会は、協会が維持管理を受託中の浄化槽において、合併処理浄化槽の修繕を行おうとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、次の各号に掲げる要件を全て満たす浄化槽に限る。

- (1) 修繕に伴い、市の浄化槽設備修繕費補助金の交付決定を受けた浄化槽であること。
- (2) 住居用の建物に設置されている浄化槽であること。
- (3) 申請時において、委託料金の未納がないこと。
- (4) 申請前の浄化槽使用において、浄化槽法に基づく法定検査の指摘、並びに協会からの使用上の注意指導に従い使用されてきた浄化槽であること。

(補助金額)

第3条 補助金額は、修繕費の1/4に相当する額、かつ上限額は4万円とする。(1,000円未満の端数は切り捨てる。)

(補助金交付申請)

第4条 申請者は、浄化槽の修繕完了後1年以内に、市への浄化槽設備修繕費補助金交付申請書の写しを添付して、協会に補助金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(交付の決定及び通知書類)

第5条 協会は、前条の補助金交付申請書の提出があったとき、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 協会は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(変更承認申請書等)

第6条 前条第2項の規定により、補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、市への浄化槽設置修繕費補助金の申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書(様式第3号)を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに協会に報告してその指示を受けなければならない。

(完了報告)

第7条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後すみやかに、協会が交付する補助金交付決定通知書の写しを添付して、完了報告書(様式第4号)を協会に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第8条 補助対象者は、第7条の規定による完了報告後、補助金交付請求書(様式第5号)を協会に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第9条 協会は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第10条 協会は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) その他、協会が適当でないと認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

年 月 日

越前市浄化槽維持管理協会 殿

申請者 住 所

氏 名

電 話 （ ） -

補 助 金 交 付 申 請 書

越前市浄化槽維持管理協会 浄化槽修繕補助金の交付を受けたいので協会 浄化槽修繕補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 修繕浄化槽の所在、地番	越前市 町	
2. 浄化槽使用者 住所、氏名	協会受託契約番号： - 住所：越前市 町 氏名：	
3. 交付申請額	① 修繕費の1/4に相当する額 <u> </u> , 000 円 ② 限度額 40,000 円 上記①、②のいずれか少ない額（交付申請額） <u> </u> , 000 円	
4. 建物の用途及び 浄化槽使用人数	ア：住宅 イ：併用住宅 (該当する記号に○を付してください)	人
5. 着工年月日	年 月 日	
6. 事業完了予定年月日	年 月 日	

※添付書類：市への浄化槽設備修繕費補助金交付申請書の写し

年 月 日

住 所

氏 名

様

越前市浄化槽維持管理協会

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった越前市浄化槽維持管理協会 浄化槽修繕補助金の交付については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及びその内容は、年 月 日付けで申請のあった補助金交付申請書のとおりとします。
- 2 補助事業の補助金の額及び交付については、次のとおりとします。

補 助 金 の 額 円

補助金は、事業が完了した後、補助対象者の請求に基づきすみやかにその金額を交付します。
- 3 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、協会の承認を受けなければなりません。
 - (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合。
 - (2) 補助事業を中止し、または廃止しようとする場合。
 - (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行に困難となった場合においては、すみやかに協会に報告して指示を受けること。
- 4 協会は、補助事業の施行状況等に関し、関係職員に検査をさせることがあります。
- 5 補助対象者は、補助事業が完了したときは、すみやかに完了報告書を、市の浄化槽修繕補助金の実績報告書の写しを添付して、協会に提出しなければなりません。
- 6 補助対象者は、この補助金に係る証拠書類を補助事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保存しなければなりません。
- 7 協会は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
 - (1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は協会の指示に従わなかったとき。
 - (2) 補助事業を承認なくして変更し、中止し、又は廃止したとき。
 - (3) 詐欺その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- 8 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとします。

年 月 日

越前市浄化槽維持管理協会 殿

補助対象者 住 所
氏 名

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付けで補助金交付決定通知を受けた 越前市浄化槽維持管理協会 浄化槽修繕補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認願います。

記

1. 修繕浄化槽の所在、地番
越前市 町

2. 変更内容

- (ア) 補助金申請内容の変更
- (イ) 補助事業の中止
- (ウ) 補助事業の廃止

該当する項目に○を付し、下記にその理由を記入して下さい。

(理由)

年 月 日

越前市浄化槽維持管理協会 殿

補助対象者 住 所
氏 名

完了報告書

年 年 日付けで補助金交付決定通知を受けた 越前市浄化槽維持管理協会 浄化槽修繕補助事業の浄化槽の修繕が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 修繕浄化槽の所在、地番

2. 完了年月日

年 月 日

※提出にあたっては、市の浄化槽設置修繕費補助金の実績報告書の写しを添付してください。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

越前市浄化槽維持管理協会 殿

補助対象者 住 所
氏 名

補 助 金 交 付 請 求 書

年 月 日付けで交付決定通知のあった次の補助金について、下記のとおり交付を請求します。

記

交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
対 象 補 助 事 業 の 名 称	越前市浄化槽維持管理協会 浄化槽修繕補助事業
補 助 金 請 求 額	金 , 000円
補 助 金 の 振 込 先	(下記のいずれかに☑をしてください) <input type="checkbox"/> 委託料引落し口座に振込を希望 <input type="checkbox"/> 下記の別口座に振込を希望（この場合、必要事項を記入願います）
	金融機関名 銀行・信用金庫 本店・支店 労働金庫・農協 本所・支所・出張所
	預金種別 普通 ・ 当座
	口座番号
	口座名義 (カタカナ)